

冤罪の新たな温床をつくる刑事司法改革案



小林亮淳
(弁護士)

の刑事司法改革とはほど遠い内容だ。

可視化はどうなったか

法制審議会「新時代の刑事司法制度特別部会」(以下特別部会という)は、去る七月九日、刑事司法制度改革について要綱案(以下要綱案という)を正式に決定した。

要綱案は、冤罪をなくすために取り調べの可視化や捜査機関の手持証拠開示を求める声を無視できず、不十分ながら一定の「改善」案を示したが、可視化と引き替えに、捜査機関が求めていた新たな捜査手法が大幅に取り入れられた。ウソの自白の強要や証拠の隠匿・偽造などによる冤罪の反省から

被疑者取り調べの全過程の録音・録画(可視化)は、取り調べでの自白強要を防止し、自白の任意性・信用性を客観的に判断可能にするものとして、今回の改革の焦点の一つであった。要綱案では、取り調べの可視化は、裁判員裁判対象事件と検察の独自捜査事件に限って逮捕後の取り調べの全過程の録音・録画を法律で義務づけることになった。裁判員裁判事件は殺人、

そこで、すべての証拠の開示が求められるようになったが、イギリスでは証拠のリストがまず開示されることから、せめてリストの開示の要望が出された。

と時の見直し規定も提案されているが、将来の可視化の拡大を保証するものではない。付帯事項で右対象事件以外についても、運用で幅広く可視化されることを期待する」とされた。六月一八日最高検が発表した検察の右事件以外への可視化の運用の拡大方針に期待したものであるが、法的に義務づけられるのではない。しかも、警察は可視化を拡大する方針さえ表明していない。

可視化を狭い範囲でも法的に義務づけた意義は全くないとは言えないが、あまりにも不十分である。

不十分な証拠開示

古くは松川事件での被告人のアリバイを証明する諏訪メモを始め、最近では、東電OL事件、袴田事件でも、被告人の無実を証明する証拠を訴追側が隠匿していた。このようにして無実の人を冤罪に陥れるなどは議論以前の違法行為であり、あつてはならないことだが、そうしたことが続いてきた。

要綱案では、公判前整理手続で検察官が法廷での取り調べを求めた証拠の開示後に、弁護側から請求があった場合、公判前に検察官の保管証拠の一覧表を弁護人に交付することになった。しかし、検察官が有罪立証の妨げになる、捜査の妨げになると判断すればその証拠を一覧表に載せなくてもよいとしている。これでは被告人を無罪にする証拠は今まで通り隠してもよいことになる。

しかも、証拠開示の改革は、通常事件でかつ公判前整理手続が行われる事件のみであり、再審事件は適用外とされた。袴田事件でも、東電OL事件でも、再審事件で被告人に有利な証拠が隠されて、検察官が開示してこなかった。ようやく開示された証拠に、被告人の無実を証明するものがあつたので

傷害致死、放火など、その数は起訴された全ての事件の約三%にすぎない。痴漢冤罪事件、PC遠隔操作事件、厚生省村木事件などは裁判員裁判の対象外であり、そうした九七%の事件で、実は自白強要が繰り返されてきた。日頃一般市民が誤認逮捕されて困りそうな身近な事件には今回の改革は及ばない。これまでの冤罪の教訓からして裁判員裁判以外の事件でも、全過程の可視化を実現すべきである。

しかも、幅広い例外が認められた。取調官が機器の故障などで記録が困難と認めるときや容疑者の言動から十分な供述が得られないと判断した場合など、捜査機関の恣意的な判断で例外が認められる。目撃者など参考人や任意捜査段階の取り調べは含まれない。後述する司法取引で他人の犯罪についての供述も任意性・信用性の面から可視化すべきとの意見が出されたが、取り入れられなかった。

要綱案では、施行後一定期間を経た

ある。長年にわたつて無罪を示す証拠を隠したまま、無実を叫ぶ人を死刑囚や無期懲役囚の立場に突き落とす、本当にあつてはならないことである。こうした行為は深刻な職権犯罪に該当すると思うが、逮捕や処罰されたためではない。この間の教訓からして、再審事件こそ全面開示すべきである。

捜査で得た証拠は、有罪とするための検察官の財産ではなく、真実発見・正義の実現のための公共財である(カナダ最高裁判決)。全証拠の開示は当然で、被告人に有利な証拠については、検察官が開示義務を負い、これに違反する場合は、憲法の適正手続き違反として罪に問えないと法律で定めるべきである。要綱案は、冤罪や再審事件の深刻な教訓・反省に立ち、誤判原因をなくし、誤判救済を進めるといふ視点で著しく不十分なものだ。

盗聴の拡大が狙われている

犯罪捜査で電話やメールの傍受を認

める盗聴（通信傍受）については、その対象事件に、窃盗や詐欺など九種類の犯罪を加え、大幅に拡大する。今までの盗聴に必要とされていたNTTなどの通信事業者の立ち会いも不要と手続も簡素化されることになった。

盗聴行為は、通話の特定・限定、犯罪行為にかかわる会話とそれ以外の區別ができないこと、過去の犯罪行為の捜査ではなく将来の犯罪に向けた盗聴であること、令状の事前提示がなされないことなど憲法の要求する令状主義を逸脱し、対象者のプライバシー・通信の秘密を侵害するものである。盗聴を許す盗聴法は、本来違憲の法律である。違憲の盗聴法は立法化されたが、強い批判により適用対象を薬物・銃器・密航・組織的殺人に限定したうえで、立会人の常駐を義務付けるなど、濫用されないように手続きに多くの縛りかけた。警察にとつてきわめて使い勝手の悪いものだといえる。その結果、この違憲の捜査は、年間実績で数

十件程度に抑えられてきたのである。要綱案は、この盗聴を、通信傍受の「合理化・効率化」と称して、対象犯罪を一気に拡大、立ち会いもなくなり警察施設内で盗聴できるようにしようとする。警察は、今までも隠れて違法な盗聴行為を行ってきたおり、たまたま明らかになった日本共産党元国際部長の緒方靖夫氏にたいする盗聴事件では、違法な盗聴行為について白を切り、全く反省もしなかった。このような警察が、違憲の盗聴という捜査手法を多くの犯罪で、簡単な手続きで行えるようにすることは絶対に認められない。

司法取引の導入

要綱案では、捜査・公判協力型協議・合意制度（司法取引）の導入も盛り込まれた。被疑者・被告人が他人の犯罪事実を明らかにすると、見返りに求刑を軽くしたり、起訴を猶予したり、取り消したりできる制度である。

以前から司法取引制度のあった米国では、自分の罪を免れたいために、他人が犯罪をしたのを見た、自分に犯罪をしたと言ったなどのうその証言で、刑を逃れる悪質な「情報提供者」が後を絶たず、これが誤判原因の実に一五%を占めているとの話さえある。このような冤罪を新たに生みかねない制度の導入は、極めて問題である。しかも、前述したように他人が犯罪をしたとする供述の任意性・信用性を検証する点で必要な取り調べの可視化は実現していない。司法取引の制度化により取り調べの現場で利益誘導の取り調べがまかり通ることになりかねない。

要綱案は、国民の期待に応えていない

特別部会は、二〇一一年六月、厚労省村木事件における無罪判決と検察官による証拠ねつ造の発覚など、密室による長時間の取り調べによる虚偽自白、捜査機関による証拠の隠蔽、改ざ

んなどが明らかになり、供述に頼り過ぎの捜査と公判のあり方を抜本的に見直すために設置された。特別部会が本来果たすべきは、冤罪を生む捜査手法を根本的に改める刑事司法の改革の具体的方策を議論することにあつた。有識者委員として厚労省村木事件の村木厚子さんと冤罪事件の映画を作った周防正行監督などが委員として参加したのは、冤罪をなくすための国民の声を反映させることにあつたはずである。

この間も、冤罪事件はなくなるどころか東電OL事件、布川事件など冤罪事件が相次ぎ明らかになっており、PC遠隔操作事件の虚偽自白なども問題となった。そして二〇一四年三月二十七日、静岡地方裁判所は、袴田事件について決定的証拠が捜査機関によるねつ造の疑いを指摘して死刑囚の再審を認め、死刑及び拘置の執行の停止を決定し、社会に深い衝撃を与えた。日本共産党仁比議員は国会で、誤判原因究明

の第三者機関の立ち上げを求めた。

本来、これだけ冤罪が相次いでいることから、徹底した誤判原因の究明、その上で改革が提案されるべきであつた。これまでの冤罪事件、再審事件の教訓から、冤罪を防止するためには、①自白強要を防ぐため取り調べの全面可視化、そして②被告人に有利な証拠の隠蔽などを防止するため捜査機関の手持ち証拠の全面開示こそ必要不可欠である。

特別部会では、警察や検察の強い抵抗で甚だ不十分な論点整理が進み、冤罪防止のための改革提案は極めて矮小化されてしまった。

要綱案は、冤罪が二度と繰り返されないための抜本的な改革とはとても評値できないばかりか、その上、捜査機関に都合のよい捜査手法を盛り込んだ。これらの手法は、通信の秘密という憲法上の基本権を侵害するともなうに、冤罪を生み出す新たな要因となりかねないのである。

今後のたたかい

要綱案は、今後、法制審議会を経て最終答申され、法務省により刑事訴訟法、盗聴法などの改正案が来年の通常国会に提案、審議される予定である。当面重要なことは、これに向けて、冤罪を許さない刑事司法改革について国民的な声を大きくあげることである。最後までよりよい刑事司法改革の実現をあきらめず、法律案の修正を求めていくことが大切である。そして、刑事訴訟法改正とは別に盗聴法の改悪が提案される。権力による盗聴の拡大は、国家秘密法や政府が導入を狙っている共謀罪と結びついて、国民監視の体制をつくる危険性の高いものである。それは戦争する国づくりともかわりがあるだろう。通常国会で、戦争する国を実現するために提案される法案に反対するたたかいたともに盗聴法改悪を許さないたたかいたが必要となっていく。

（こばやし・りょうじゅん）